第二十条の見出し中「安全保障貿易検査官室及び」を削り、同条第一項中「安全保障貿易管理課」を「安全保障貿易管理政策課」に改め、「安全保障貿易検査官室及び」を削り、同条中第二項及び第三項を削り、第四項中「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる外国貿易の管理及び通商に伴う外国為替の管理に関する」を「輸出及び輸入の管理並びに通商に伴う外国為替の管理に関する基本的な政策のうち国際的な平和及び安全の維持に関する」に改め、同項を第二項とし、第五項を第三項とする。

第二十八条第一項中「化学課」を「素材産業課」に改める。

第二十九条第一項中「住宅産業窯業建材課」を「生活製品課」に改める。

第三十二条を第三十二条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（国際サイバーセキュリティ企画官）

第三十二条　サイバーセキュリティ課に、国際サイバーセキュリティ企画官一人を置く。

2　国際サイバーセキュリティ企画官は、命を受けて、サイバーセキュリティ課の所掌事務のうち国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する。

第二百五十五条の三を削り、第二百五十五条の四を第二百五十五条の三とし、第二百五十五条の五を第二百五十五条の四とする。

第二百五十七条を次のように改める。

（ガス市場整備室）

第二百五十七条　政策課に、ガス市場整備室を置く。

2　ガス市場整備室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　ガス市場の整備に関すること。

二　ガスの供給条件に関すること（電力・ガス取引監視等委員会の所掌に属するものを除く。）。

三　ガス事業の運営の調整に関すること。

四　ガス事業の資金に関すること。

第二百六十一条から第三百四条までを次のように改める。

第二百六十二条から第三百四条まで　削除

第二百六十条の次に次の一条を加える。

（放射性廃棄物対策企画官）

第二百六十一条　放射性廃棄物対策課に、放射性廃棄物対策企画官一人を置く。

2　放射性廃棄物対策企画官は、命を受けて、放射性廃棄物対策課の所掌事務のうち原子力に係る廃棄の事業の発達、改善及び調整に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務に参画する。

第三百十一条第四号中「こと」の下に「（総務課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第三百十二条第七号を削り、第八号を第七号とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。